

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

国立大学法人滋賀医科大学は、女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 本学の課題

- ・教員に占める女性の採用割合が低い
- ・男女に関係なく超過勤務時間は政府統計と比較し多い

3. 定量的目標

- ・女性教員の在職比率を26%以上に維持する
- ・事務職員の月平均の残業時間数を段階的に削減し、計画期間の終了年度までに、計画期間の前年度比で5%以上削減する

4. 取組内容

両立支援制度の活用を促進するため、各種制度を教職員に周知し、女性教員の離職防止を図る

- 令和 8年 4月～ 本学の両立支援制度等について、リーフレットや男女共同参画推進室ホームページ等により教職員に周知する
- 令和 8年 4月～ 引き続き、教員公募要領等に女性教員の積極的な応募を促進する旨記載する

業務の効率化への意識づけや、定型業務の自動化を行い、仕事と生活の調和を図る

- 令和 8年 4月～ 引き続き“ノー残業デー”の推進や、年次有給休暇取得の促進に向け、教職員に周知する
- 令和 8年 4月～ 事務部門を中心にRPAやAIの活用等による業務改善に取り組む